

○大和川右岸水防事務組合表彰実施要綱

制 定 平 27. 8. 11 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、大和川右岸水防事務組合表彰規則（平成27年規則第1号）の実施に関し、別に定めるものの外、必要な事項を規定することを目的とする。

(表彰事由)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 堤防の決壊を迅速に関係機関に通報するなど水防活動上顕著な功績をあげた者
- (2) 民間事業者が従業員を水防団員に加入するなどして、水防事業における事務遂行に功績のあった者又は協力した者
- (3) 水防技術の向上や伝承、水防思想の普及に尽力し、功労のあった者
- (4) 本組合に対し、金品の寄付をした個人又は団体で、その功績が著しい者
- (5) その他管理者が認める者

2 表彰選考基準は別紙のとおりとする。

(遺族に対する授与)

第3条 被表彰者が、表彰前に死亡したときは、遺族に授与する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、該当者のある場合、水防月間(5月1日～5月31日)の間に行う。但し、必要があるときは、随時これを行うことができる。

(その他)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項については、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日より施行する。